



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に興味が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

欧州一般裁判所、ソフトウェア市場における支配的地位の濫用に関する決定

[European General Court Rules \(again\) on Mandatory Access and Interoperability in Software Industry](#)

欧州一般裁判所は、CAD（コンピュータ支援設計）製品のサプライヤーから PDM（製品データ管理）製品のサプライヤーへの当該 CAD 製品に関するインターフェース情報の提供拒絶が市場支配的地位の濫用に当たるとする主張を却下した欧州委員会の決定を支持する判決をしました（以下「本判決」）。

市場画定について、あるサプライヤーの CAD 製品から別のサプライヤーの CAD 製品に変更する際にかかるコストを理由に、「各サプライヤー独自」の CAD 製品市場があるといえるかが争点となりました。本判決は、CAD 製品市場の実情を考慮した結果、CAD 製品の変更にかかるコストは市場画定に無関係であると判断し、各事業者が自動的に市場支配力を有することになってしまうような狭い市場画定することに消極的な姿勢を示しました。

また、当該インターフェース情報の提供拒絶が違法か否かについて、本判決は当該インターフェース情報が CAD 製品のアクセスに不可欠ではなく、他の方法によりアクセスすることもできることから「不可欠施設」の主張は該当せず、当該拒絶は違法ではないと判断しました。

以上のように、本判決は、ソフトウェア製品市場の支配的地位の濫用に関し、ソフトウェア製品市場の画定及び「不可欠施設」の考え方の適用にあたり、ソフトウェア市場の実情を考慮しており、今後の貴重な指針となると考えられます。

Finance

金融庁によるイニシャル・コイン・オフリングに関する規制枠組みの明確化及び注意喚起

[Japan's FSA Clarifies Regulatory Position on Initial Coin Offerings, Warns of Risks](#)

金融庁は、近時、「ICO (Initial Coin Offering) について～利用者及び事業者に対する注意喚起～」と題する書面を公表しました。

当該書面において、イニシャル・コイン・オフリング（以下「ICO」）は、その仕組みによっては、資金決済に関する法律や金融商品取引法等の規制対象となり、また、無登録でかかる事業を行った場合には刑事罰の対象となるとされています。

また、金融庁は、当該書面において、ICO で発行されるトークンを購入することには、①価格下落の可能性及び②詐欺の可能性といった高いリスクがあり、トークンの購入に当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容

等をしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があると注意喚起を行っています。

Finance

フランス当局によるイニシャル・コイン・オフリングに関するパブリック・コンサルテーション手続の開始

[French Regulators Launch Public Consultation for Initial Coin Offerings](#)

フランス金融市場庁（以下「AMF」）は、①イニシャル・コイン・オフリング（以下「ICO」）が既存の規制枠組みに服するか否かの評価、②潜在的风险についての注意喚起、及び③将来的な規制の検討等を行うことを目的として、パブリック・コンサルテーション手続を開始しました。

AMF は、ICO につき、トークンの発行を伴う分散型台帳技術（DLT）を通じて実現される資金調達取引と定義しています。AMF は、コンサルテーション・ペーパーにおいて、ICO 又はトークンにフランス法上の適格性を与えたわけではなく、フランスの既存の規制枠組みの範囲に含まれるか否かを分析しています。そして、その帰結は、発行されるトークンの性質（特に、トークンが金融商品に該当すると判断される可能性）に依存することになります。

コンサルテーション・ペーパーにおいて、トークンは、資本性証券、債券、UCITS（譲渡可能有価証券への集団投資事業）又は FIA（金融オルタナティブ・ファンド）のいずれにも該当する可能性が低いとされています。トークンが有価証券には該当しないことを前提とすれば、現時点において、フランス法上、ICO 又はトークンに適用される規制は存在しません。AMF の現在の姿勢は、ICO 又はトークンが規制されるか否かにつき、個々の事例ごとの分析に基づき決定するというものです。

AMF は、コンサルテーション・ペーパーにおいて、ICO 規制のための 4 つの異なる法的枠組みを提案しており、各案に対する意見を求めています。

1 つ目の案は、「ハードロー」（法的拘束力を有する規制及び指令）については現状を維持しつつ、AMF が制定する適正慣行（Good Practice）を「ソフトロー」（任意に適用されるものとして AMF が行う推奨等）として適用するというものです。

2 つ目の案は、目論見書に関する欧州規則を改正する（新たに ICO 用の規則を追加する）ことにより、ICO を規制するというものです。

3 つ目の案は、以下の 2 つのアプローチを提案しています。

- ・フランスの投資家に対して実施される全ての ICO につき、事前の承認を義務付ける新たな法的枠組みに基づく規制。
- ・ICO の実施者が、AMF による承認を求めると否かを選択することができる（そのうえで承認されたものか否かを開示させる）選択制の承認制度を導入する新たな法的枠組みに基づく規制。

コンサルテーション手続は 2017 年 12 月 22 日まで実施されません。その後、寄せられた意見を分析した上で、ICO に関する規制が導入されることとなります。



General

オーストラリア海外贈賄防止規制の大幅な改正

[Significant Reform Signalled for Australia's Foreign Bribery Regime](#)

["Absolute Liability" for a Failure to Prevent Foreign Bribery: Significant Change Ahead in Australia?](#)

オーストラリア連邦政府は、2017年12月6日、現行の海外贈賄防止規制を大幅に改正することを発表し、2017年刑法改正（企業犯罪撲滅）法案（“Crimes Legislation Amendment (Combatting Corporate Crime) Bill 2017”）の審議に入りました。

この改正は、海外贈賄を防止すること、及び、海外贈賄が行われた場合には規制当局に自発的に報告し、規制当局に協力することを企業の責任とする方向性を明確に示しており、海外贈賄防止を懈怠した企業の「無過失責任」の導入、Deferred Prosecution Agreement（訴追猶予合意）の導入、現行の海外贈賄犯罪の拡大といった内容を含んでいます。

このうち、企業の「無過失責任」（“Absolute liability”）は、英国贈賄防止法の規定をモデルとしたもので、企業の関係者が企業の利益を図って外国公務員に贈賄を行った行為について、企業がその海外贈賄防止懈怠の責任を自動的に負うというものです。もっとも、企業が贈賄を防止するための適切な手続を実施していたことを証明した場合には、その責任を免れることができるとされています。

また、Deferred Prosecution Agreement の導入は、米国や英国の規制当局が大きな成果を上げてきた同様のスキームから多くの示唆を受けており、Deferred Prosecution Agreement を締結するためには、罰金の支払い、規制当局への協力、適切なコンプライアンス・プログラムの導入といった様々な条件に同意することを求めることが提案されています。

Labor

ブラジル労働改革：労使関係の再構築

[Brazilian Labor Reform: Reshaping the Employer-Employee Relationship](#)

ブラジル労働法の重要な改正が2017年11月11日に発効しました。背景にある高い失業率に対応するため、ブラジルの議会は、第二次世界大戦直後から効力を持ち、地方から都市に移動する非熟練労働者の保護を主眼としていた統一労働法（Consolidação das Leis de Trabalho）をアップデートする一連の現代化された法案を成立させました。

その主たる目的は、（法的な観点からは）使用者・労働者間における相互の合意が多くある場面で一般的な労働法に優先することを確立させることにあります。また、ブラジルの立法者は、近代的な労働法が、これまで非公式に結ばれてきた契約に光を当てさせ、使用者と労働者の保護を高めることに期待しています。

経済的な観点からは、ブラジルの新たな労働法改革は、規制の強い労働制度における使用者の負担を減らすことにより、雇用を創出し、生産性を上昇させるよう使用者にインセンティブを与える仕組みになっています。この改革は、ブラジルにおいてより事業のしやすい環境を育む連邦政府の政策を反映するものです。

かつての労働制度の下では、ブラジルの労働裁判所は労働者側の利益を尊重することで知られ、複雑な労働法を遵守することは使用者にとって大きな負担となっていました。今回の新しい労働法では現在の労働環境を近代化することが意図されていますが、使用者はこれらの改革を実行するために対策を講じる必要があります、そして重要なこととして、新しい労働法はブラジルの裁判所における審査を受ける必要があります。

その他、2017年12月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

オーストラリア競争・消費者法、競争当局の権限を強化する改正

[Amendments to Australian Antitrust Regime Take Effect](#)

Antitrust

欧州司法裁判所、第三者のプラットフォームを使用した高級品のオンライン販売をブランドイメージ保護のために禁止することは競争法違反ではないと判断

[CJEU Issues Long-Awaited Coty Decision on Luxury Goods Supplier's Online Platform Ban](#)

Finance

シンガポール金融管理局、デジタル・トークン・オフリングに関するガイドラインを公表

[Monetary Authority of Singapore Release Guidelines on Digital Token Offerings](#)

Finance

米国証券取引委員会、ICO、ブロックチェーン技術の濫用に対して新しいサイバー対策部門を設置

[Crackdown: SEC's New Cyber Unit Targets Blockchain and ICO Abuses](#)

Finance

ベルギー金融当局、EU 目論見書規則にかかる改正法案を公表し、パブリック・コメント手続きを開始

[Belgium Launches Consultation Process on EU Prospectus Regulation](#)

General

ムガベ大統領の辞任に伴い、海外投資家はジンバブエ投資を再考すべきか？

[With Mugabe's Departure, Should Foreign Investors Reconsider Zimbabwe?](#)

General

FIDIC、建設工事、設計工事、EPC 工事等にかかる契約約款を約18年ぶりに改正

[FIDIC Updates its Rainbow Suite of Contracts](#)

General

マレーシア・シンガポールをつなぐ高速鉄道建設工事にかかる入札手続きの概要



[Selection Process on Track for Malaysia-Singapore High-Speed Rail Project](#)

General

中西部アフリカ諸国 17 国が加盟する「アフリカにおけるビジネス法の調和のための組織」(OHADA)において、統一仲裁法を採択

[OHADA's 17 African States Adopt the Uniform Act on Mediation](#)

General

米国国防省の政府調達にかかる改正法が防衛産業へ及ぼす影響

[What Defense Contractors Should Expect: Important Changes in the 2018 NDAA](#)

IP

米国連邦巡回区控訴裁判所、不道徳又は中傷的商標の登録を拒絶するランナム法規定を違憲とする判断

[How Scandalous! Federal Circuit Holds Vulgar Trademarks Are Registrable](#)

Life Science

米国メディケア・メディケイド・サービスセンターが公表した医薬品の償還額を減額する旨の規則に対する議論

[Legislation, Lawsuit Cloud Future of 340B Program Payment Rate Reductions](#)

Life Science

米国控訴裁判所、パテント・ダンス手続き違反に対する先発品製造業者の救済手続きについて、BPCI 法が州法に優先することを判示

[Federal Circuit Rules BPCIA Preempts State Law](#)

Tax

英国、税制改正により、非居住者の不動産譲渡所得が新たに課税対象となる予定

[Proposed UK Real Estate Tax Regime Targets Offshore Investors' Capital Gains](#)

Tax

欧州委員会、英国の CFC 税制の例外規定について国家補助規制の観点から調査を開始

[State Aid in Disguise?—EC Investigates UK Tax Regime](#)

Tax

米国、税制改正により、米国証券取引委員会 (SEC) へ支払うべき不当利益の吐き出しについての控除規定を見直し

[New Tax Bill Will Rewrite Rules for Deducting Disgorgement Payments to SEC](#)